

## 2. 公的権利擁護人の役割

公的権利擁護人は、1990年後見および財産管理法（Guardianship and Administration Act 1990）に基づいて任命される独立した役人で、意思決定障害を持つ成人の人権や尊厳、自主性の促進と保護、さらにネグレクトや搾取、虐待のリスクを軽減する役割を担っています。

### 意思決定障害者

認知症や知的障害、精神疾患、後天性脳障害などのため、理性的な意思決定ができない成人の人権保護を支援します。高齢化と認知症の増加に伴い、自らの最善の利益のための適切な判断ができない西オーストラリア州民の数は確実に増加しています。西オーストラリア州では、65,000人以上(人口の約3パーセント)が、理性的な意思決定能力に影響する障害を持っていると推定されています。

### サービス

公的権利擁護庁は、意思決定障害を持つ脆弱な西オーストラリア州民を保護するために不可欠なさまざまなサービスを提供しています。これらのサービスには以下の項目が含まれます：

- 意思決定障害者の人権を保護する方法に関する情報や助言、研修
- 意思決定障害者の健康と幸福に関する調査、および後見人または管理人が必要かどうかの調査
- 州行政審判所（旧後見管理委員会）に提出された特定の申請に関し、当該意思決定障害者に対する後見人または管理人の必要性の有無について、州行政審判所の審判を支援するための調査



- 州行政審判所が、当該意思決定障害者の後見人として行動でき、かつ後見人として適切な人物で、後見人になる意思のある者が他に全くいないと判断した場合の後見人（私事や生活、治療に関する意思決定）の役割

## 電話相談サービス(1300 858 455)

公的権利擁護庁は、意思決定に障害のある成人の権利とニーズに感心を持つ個人や専門家向けの電話相談サービスを提供しています。月曜日から金曜日の営業時間内に 1300 858 455 までご連絡ください。

## お問い合わせ先

### 公的権利擁護庁 (Office of the Public Advocate)

郵便： PO Box 6293, EAST PERTH WA 6892

電話： 1300 858 455

Email: [opa@justice.wa.gov.au](mailto:opa@justice.wa.gov.au)

Webサイト: [www.publicadvocate.wa.gov.au](http://www.publicadvocate.wa.gov.au)

本情報シートに記載された情報は、公共のサービスとして自発的に提供されているものであり、提供されているアドバイスは善意によるものです。しかしながら、あくまでも読者が自己責任のもとに、ここに記載されている事柄について判断し、関連する表現、記述、情報をすべて確認すべきであるという前提で提供されています。西オーストラリア州（「州」）、州の機関または団体、州または州の機関または団体の職員または代理人のいずれも、本ガイドラインで提供されるいかなる情報やアドバイスの使用、または依存から生じるいかなる損失または損害に対して、過失によるものであるか否かにかかわらず、何らの責任を負うものではありません。

2023 年 7 月